

# 関西バイオビジネス研究会 会則

(名称)

第1条 本研究会は「関西バイオビジネス研究会」と称する。

(目的)

第2条 本研究会の目的は、次のとおりとする。

- 1 専門士業三団体（日本公認会計士協会近畿会、日本弁理士会近畿支部、大阪弁護士会）で組成する「バイオサポーターズ三会協議会」で基礎研修を受けた者などバイオ関連事業等の創業、経営支援等に関心を持つ専門家の専門能力の育成・向上に資すること
- 2 バイオ関連事業等の創業、経営支援等に関心を持つ専門家等の人的ネットワークの形成を推進すること
- 3 バイオ関連事業等に対する実践的な支援活動を通じて関西経済活性化に貢献すること

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 バイオ関連事業等を支援する専門家の育成
- 2 バイオ関連事業等にかかる実践的な案件（無償案件）の支援
- 3 上記の支援実績にかかるノウハウの蓄積
- 4 上記ノウハウの「バイオサポーターズ三会協議会」及び専門士業三団体（日本公認会計士協会近畿会、日本弁理士会近畿支部、大阪弁護士会）へのフィードバック
- 5 バイオ関連産業等の支援を通じた専門士業及び産学官の人的交流の推進
- 6 専門士業紹介要請への対応
- 7 その他バイオ関連事業等の振興に資する事業

(会員)

第4条 本研究会の会員の権利義務は、次のとおりとする。

- 1 会員は、本研究会の目的に賛同し、世話人会の承認を得た者とする。
- 2 会員は、本会則及び世話人会が定める細則を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会則及び世話人会が定める細則に従って、本会が主催する研修会、バイオ関連事業等にかかる実践的な案件、会議等に参加することができる。

(機関)

第5条 本研究会の運営は次の機関によって行う。

- 1 世話人会
- 2 代表世話人
- 3 監事
- 4 事務局
- 5 顧問
- 6 会員総会

(世話人会)

第6条 世話人会の構成及び権限は、次のとおりとする。

- 1 世話人会は、公認会計士1名、弁理士1名、弁護士1名及びNPO法人近畿バイオインダストリー振興会議から1名の計4名で構成する。
- 2 世話人会は、次の事項に関する意思決定を行う。
  - (1) 第3条に定める事業の企画・立案
  - (2) 本会則の改正
  - (3) 本会則の施行に必要な細目の決定及び改廃
  - (4) 世話人の選任及び解任
  - (5) 代表世話人の選任及び解任
  - (6) 事務局の選任及び解任
  - (7) 監事の選任及び解任
  - (8) 顧問の選任及び解任
  - (9) 会員総会の招集
- (1) 前項(2)の事項については、世話人全員の賛成で定める。

(2) 前項の事項のうち前項(2)の事項以外の事項については、世話人の過半数の賛成で定める。

4 世話人会は、原則として2ヶ月ごとに開催する他、必要に応じて随時開催する。

(世話人及び代表世話人)

#### 第7条

1 世話人の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 世話人は、世話人会を招集することができる。

3 代表世話人は、世話人の互選により選任され、本研究会を対外的に代表するとともに、業務を統括する。

(事務局)

#### 第8条

1 事務局は、世話人会の決定に従い、本研究会の事務を処理する。

2 事務局は、公認会計士2名、弁理士2名、弁護士2名で構成する。

3 事務局の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事)

#### 第9条

1 監事は、本研究会の会計を監査する。

2 監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

#### 第10条

1 必要に応じ外部から招請した顧問を置くことができる。

2 顧問は、本研究会の運営に関し世話人会で意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員総会)

#### 第11条

1 会員総会は、本研究会の運営に関する会員の意見聴取及び会員相互の情報交換並びに会員相互の親睦のために、開催される。

2 会員総会は、世話人会の議決により、代表世話人が召集する。

(会計)

#### 第12条

1 本研究会の運営は、事業受託費、寄附、その他の収入をもって充てる。

2 世話人会は、前項の資金で本研究会の会計を賄うことができない場合には、細則を定めた上で、会員から負担金(会費)を徴収することができる。

(事業年度)

第13条 本研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

1. この会則は平成18年8月21日から施行する。